

広島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県条例第十五号

#### 広島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

広島県建築基準法施行条例（昭和四十七年広島県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（ボイラー室） 第五条（略）</p> <p>一 特定主要構造部を耐火構造とするか、又は主要構造部を不燃材料で造ること。</p> <p>二・三 （略）</p> <p>（劇場等の出入口） 第六条（略）</p> <p>一 （略）</p> <p>二 出入口の幅の合計は、客席の床面積の合計が最大の階における客席の床面積の合計十平方メートルにつき二十五センチメートル（特定主要構造部が耐火構造の場合は、十五センチメートル）の割合で算出した数値以上とすること。</p> <p>三十五 （略）</p> <p>2 前項第一号から第四号までの規定は、劇場等の用途に供する部分（劇場等の用途に供する部分が二以上独立して存する場合にあつては、それぞれを劇場等の用途に供する部分とみなす。以下この項及び次項において同じ。）に前項の屋外への出入口以外の出入口を設ける場合について準用する。この場合において、同項第一号中「二以上」とあるのは「二以上（当該劇場等の用途に供する部分に避難階に設ける屋外への出入口を設ける場合にあつては、二から当該屋外への出入口の数を控除した数以上）」と、「とすること」とあるのは「とすること（当該劇場等の用途に供する部分の避難階に設ける屋外への出入口を当該部分の主要な出入口として設ける場合にあつては、当該部分の当該屋外への出入口以外の出入口を主要な出入口としないことができる</p>	<p>（ボイラー室） 第五条（略）</p> <p>一 主要構造部を耐火構造とするか、又は不燃材料で造ること。</p> <p>二・三 （略）</p> <p>（劇場等の出入口） 第六条（略）</p> <p>一 （略）</p> <p>二 出入口の幅の合計は、客席の床面積の合計が最大の階における客席の床面積の合計十平方メートルにつき二十五センチメートル（主要構造部が耐火構造の場合は、十五センチメートル）の割合で算出した数値以上とすること。</p> <p>三十五 （略）</p> <p>2 前項第一号から第四号までの規定は、劇場等の用途に供する部分（劇場等の用途に供する部分が二以上独立して存する場合にあつては、それぞれを劇場等の用途に供する部分とみなす。以下この項及び次項において同じ。）に前項の屋外への出入口以外の出入口を設ける場合について準用する。この場合において、同項第一号中「二以上」とあるのは「二以上（当該劇場等の用途に供する部分に避難階に設ける屋外への出入口を設ける場合にあつては、二から当該屋外への出入口の数を控除した数以上）」と、「とすること」とあるのは「とすること（当該劇場等の用途に供する部分の避難階に設ける屋外への出入口を当該部分の主要な出入口として設ける場合にあつては、当該部分の当該屋外への出入口以外の出入口を主要な出入口としないことができる</p>

る。）」と、同項第二号中「算出した数値以上」とあるのは「算出した数値以上（当該劇場等の用途に供する部分に避難階に設ける屋外への出入口を設ける場合にあつては、当該劇場等の用途に供する部分の客席の床面積の合計が最大の階における客席の床面積の合計十平方メートルにつき二十五センチメートル（特定主要構造部が耐火構造の場合、十五センチメートル）の割合で算出した数値から当該劇場等の用途に供する部分に設ける当該屋外への出入口の幅を控除した数値以上）」と読み替えるものとする。

### 3―5 (略)

#### (劇場等の直通階段)

第七条 劇場等の避難階又は地上に通じる直通階段（傾斜路を含む。以下同じ。）で客用に供するものの各階における幅の合計は、その直上階以上の階（地階にあつては、当該階以下の階）のうち客席の床面積が最大の階における客席の床面積の合計十平方メートルにつき二十五センチメートル（特定主要構造部が耐火構造の場合、十五センチメートル）の割合で算出した数値の二分の一以上としなければならない。

### 2 (略)

#### (工場等と共同住宅等の併用建築物)

第十条 一階を工場、倉庫又は自動車車庫の用途に供し、二階を共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する建築物で共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する部分の床面積の合計が百五十平方メートルを超えるものは、その一階と共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する部分とを政令第百十二条第二項に規定する基準に適合する床として、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもので区画し、かつ、その床を支える主要構造部を準耐火構造（特定主要構造部を耐火構造とするものを含む。）とし、又は不燃材料で造らなければならない。ただし、当該建築物の工場、倉庫又は自動車車庫の用途に供する部分が、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

一・二 (略)

(耐火建築物の特定主要構造部に係る技術基準の適用)

第十一条の二 特定主要構造部が政令第百八条の四第一項第一号又は第二号に該当する建築物（次項に規定する建築物を除く。）に対する第五号第一号及び第三号、第六条第一項第二号、第七条第一項並びに第十条の規定（次項において「防火性能関係規定」という。）の適用については、当該建築物の部分で特定

る。）」と、同項第二号中「算出した数値以上」とあるのは「算出した数値以上（当該劇場等の用途に供する部分に避難階に設ける屋外への出入口を設ける場合にあつては、当該劇場等の用途に供する部分の客席の床面積の合計が最大の階における客席の床面積の合計十平方メートルにつき二十五センチメートル（主要構造部が耐火構造の場合、十五センチメートル）の割合で算出した数値から当該劇場等の用途に供する部分に設ける当該屋外への出入口の幅を控除した数値以上）」と読み替えるものとする。

### 3―5 (略)

#### (劇場等の直通階段)

第七条 劇場等の避難階又は地上に通じる直通階段（傾斜路を含む。以下同じ。）で客用に供するものの各階における幅の合計は、その直上階以上の階（地階にあつては、当該階以下の階）のうち客席の床面積が最大の階における客席の床面積の合計十平方メートルにつき二十五センチメートル（主要構造部が耐火構造の場合、十五センチメートル）の割合で算出した数値の二分の一以上としなければならない。

### 2 (略)

#### (工場等と共同住宅等の併用建築物)

第十条 一階を工場、倉庫又は自動車車庫の用途に供し、二階を共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する建築物で共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する部分の床面積の合計が百五十平方メートルを超えるものは、その一階と共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する部分とを政令第百十二条第二項に規定する基準に適合する床として、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもので区画し、かつ、その床を支える主要構造部を準耐火構造とし、又は不燃材料で造らなければならない。ただし、当該建築物の工場、倉庫又は自動車車庫の用途に供する部分が、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

一・二 (略)

(耐火建築物の主要構造部に係る技術基準の適用)

第十一条の二 主要構造部が政令第百八条の三第一項第一号又は第二号に該当する建築物（次項に規定する建築物を除く。）に対する第五号第一号及び第三号、第六条第一項第二号、第七条第一項並びに第十条の規定（次項において「防火性能関係規定」という。）の適用については、当該建築物の部分で主要構造部

主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。

2 特定主要構造部が政令第百八条の四第一項第一号に該当する建築物（当該建築物の特定主要構造部である床又は壁（外壁を除く。）の開口部に設けられた防火設備が、当該防火設備に当該建築物の屋内において発生が予想される火災による火熱が加えられた場合に、当該加熱面以外の面に火災を出さないものであることについて同条第五項の規定による防火区画検証法により確かめられたものであるものに限る。）及び特定主要構造部が同条第一項第二号に該当する建築物（当該建築物の特定主要構造部である床又は壁（外壁を除く。）の開口部に設けられた防火設備が、当該防火設備に当該建築物の屋内において発生が予想される火災による火熱が加えられた場合に、当該加熱面以外の面に火熱を出さないものとして国土交通大臣の認定を受けたものであるものに限る。）に対する第五条第三号の規定（以下この項において「防火区画等関係規定」という。）の適用については、これらの建築物の部分で特定主要構造部であるものの構造は耐火構造と、これらの防火設備の構造は特定防火設備とみなし、これらの建築物の部分に対する防火区画等関係規定以外の防火性能関係規定の適用については、これらの建築物の部分で特定主要構造部であるものの構造は耐火構造とみなす。

（避難上の安全の検証を行う建築物の階に対する基準の適用）

第十一条の三 建築物の階（物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物にあつては、屋上広場部分を含む。以下この条において同じ。）のうち、当該階が政令第百二十九条第二項の規定による階避難安全性能を有するものであることについて、同条第三項の規定による階避難安全検証法により確かめられたもの（主要構造部が準耐火構造である建築物（特定主要構造部が耐火構造である建築物を含む。）又は不燃材料で造られた建築物の階に限る。）又は同条第一項の規定による国土交通大臣の認定を受けたものについては、第六条第二項（同条第一項第二号及び第三号の規定を準用する部分に限る。）及び第四項（同条第一項第二号及び第三号の規定を準用する部分に限る。）並びに第十一条第一項第二号の規定は、適用しない。

（避難上の安全の検証を行う建築物に対する基準の適用）

第十一条の四 建築物のうち、当該建築物が政令第百二十九条の二第三項の規定による全館避難安全性能を有するものであることについて

であるものの構造は、耐火構造とみなす。

2 主要構造部が政令第百八条の三第一項第一号に該当する建築物（当該建築物の主要構造部である床又は壁（外壁を除く。）の開口部に設けられた防火設備が、当該防火設備に当該建築物の屋内において発生が予想される火災による火熱が加えられた場合に、当該加熱面以外の面に火災を出さないものであることについて同条第五項の規定による防火区画検証法により確かめられたものであるものに限る。）及び主要構造部が同条第一項第二号に該当する建築物（当該建築物の主要構造部である床又は壁（外壁を除く。）の開口部に設けられた防火設備が、当該防火設備に当該建築物の屋内において発生が予想される火災による火熱が加えられた場合に、当該加熱面以外の面に火災を出さないものとして国土交通大臣の認定を受けたものであるものに限る。）に対する第五条第三号の規定（以下この項において「防火区画等関係規定」という。）の適用については、これらの建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造と、これらの防火設備の構造は特定防火設備とみなし、これらの建築物の部分に対する防火区画等関係規定以外の防火性能関係規定の適用については、これらの建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造とみなす。

（避難上の安全の検証を行う建築物の階に対する基準の適用）

第十一条の三 建築物の階（物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物にあつては、屋上広場部分を含む。以下この条において同じ。）のうち、当該階が政令第百二十九条第二項の規定による階避難安全性能を有するものであることについて、同条第三項の規定による階避難安全検証法により確かめられたもの（主要構造部が準耐火構造である建築物又は不燃材料で造られた建築物の階に限る。）又は同条第一項の規定による国土交通大臣の認定を受けたものについては、第六条第二項（同条第一項第二号及び第三号の規定を準用する部分に限る。）及び第四項（同条第一項第二号及び第三号の規定を準用する部分に限る。）並びに第十一条第一項第二号の規定は、適用しない。

（避難上の安全の検証を行う建築物に対する基準の適用）

第十一条の四 建築物のうち、当該建築物が政令第百二十九条の二第三項の規定による全館避難安全性能を有するものであることについて

て、同条第四項の規定による全館避難安全検査により確かめられたもの（主要構造部が準耐火構造であるもの（特定主要構造部が耐火構造であるものを含む。）又は不燃材料で造られたものに限る。）又は同条第一項の規定による国土交通大臣の認定を受けたものについては、第六条第一項第二号及び第三号、第二項（同条第一項第二号及び第三号の規定を準用する部分に限る。）、第三項（屋外への出入口の幅に関する部分に限る。）並びに第四項（同条第一項第二号及び第三号の規定を準用する部分に限る。）、第七条並びに第十一条第一項第二号の規定は、適用しない。

て、同条第四項の規定による全館避難安全検査により確かめられたもの（主要構造部が準耐火構造である建築物又は不燃材料で造られた建築物に限る。）又は同条第一項の規定による国土交通大臣の認定を受けたものについては、第六条第一項第二号及び第三号、第二項（同条第一項第二号及び第三号の規定を準用する部分に限る。）、第三項（屋外への出入口の幅に関する部分に限る。）並びに第四項（同条第一項第二号及び第三号の規定を準用する部分に限る。）、第七条並びに第十一条第一項第二号の規定は、適用しない。

## 附 則

### （施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

### （罰則に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。